

(介護予防) 通所リハビリテーションデイケアなごみの里事業運営規程

(事業目的)

第1条 利用者が要支援、要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じてできる事は自分で実施することで自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚法、その他の必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 (予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他の必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケア支援に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 なごみの里病院 デイケアなごみの里
- ② 所在地 京都市伏見区日野西風呂町5番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤専任、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1名以上（常勤専任、病院兼務）

理学療法士 2名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚士 1名（病院兼務）

介護職員 3名以上

生活相談員 1名以上

歯科衛生士 1名

従業者は、指定（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ③ 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までと、ゴールデンウィークを除く。
- ④ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ⑤ サービス提供時間 午前9時から12時15分まで、午後1時30分から4時45分までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

通所リハビリテーションの総利用定員は44人（1単位：午前22人、2単位：午後22人）とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その本人負担分の額とする。

- ① 個別リハビリテーション…担当制。但し、担当が休み等で不在の場合、担当以外の理学療法士又は作業療法士によるリハビリとする。
- ② 短期集中リハビリテーション…退院（退所）日から起算して3月以内の期間の場合は1週間につき概ね2回以上、1回あたり20分以上の個別リハビリテーションを行う。
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ リハビリマネジメント（介護給付）
- ⑥ 口腔機能向上
- ⑦ 運動機能向上

第8条 通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実地地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり100円を徴収する。

2 おむつ代は、実費を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師または医療機関に連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等などの必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第10条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業所(介護予防にあっては地域包括支援センター)京都市及び市町村等に連絡するものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について、記録するとともに、事故発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は該当市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、京都市伏見区(日野・石田・醍醐・小栗栖)、宇治市(木幡・六地藏・五ヶ庄)とする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラ

イン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第16条 当事業所の利用にあたっての利用者の留意事項は次の通りとする。

(1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。

(2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。

(3) 敷地内での喫煙は行わないこと。

(4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。

(5) 金銭等の管理は各自で行うこと。

(6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこと。

(衛生管理等)

第17条

1 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 利用者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(1) 感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第19条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の定期性かのための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第21条 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人新生十全会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月23日から施行する。
この規定は、平成28年12月1日から施行する。
この規定は、平成29年1月1日から施行する。
この規定は、平成29年1月25日から施行する。
この規定は、平成29年6月6日から施行する。
この規定は、平成29年11月14日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規定は、平成30年11月1日から施行する。
この規定は、平成31年1月8日から施行する。
この規定は、2019年8月1日から施行する。
この規定は、2020年6月1日から施行する。
この規定は、2021年5月1日から施行する。
この規定は、2021年11月12日から施行する。
この規定は、2022年8月1日から施行する。
この規定は、2023年4月1日から施行する。
この規定は、2024年4月8日から施行する。
この規定は、2024年7月1日から施行する。
この規定は、2025年3月1日から施行する。